

# 平成 30 年度第 1 回 水戸市鯉淵市民センター運営審議会

日 時 平成 31 年 1 月 30 日 (水) 午前 10 時

場 所 水戸市鯉淵市民センター 会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 自己紹介

4 市民センター職員紹介

5 説明 市民センター運営審議会について

6 正副会長選出

7 協議

(1) 水戸市鯉淵市民センターの運営について (施設概要, 運営の実際等)

(2) 平成 30 年度使用状況について

(3) 平成 31 年度事業について (鯉淵地区会及び生涯学習事業等の状況)

8 閉会

水戸市鯉淵市民センター運営審議会委員名簿

任期 平成 30 年 10 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日

役 職	氏 名	選出区分	備 考
	竹垣 隆	市民活動団体	
	中崎 喜一郎	市民活動団体	
	立川 力	社会教育関係者	
	藤枝 みち	学識経験者	
	立原 美津子	学識経験者	
	長谷川 聰	学校教育関係者	

水戸市鯉淵市民センター 職員名簿

職 名	氏 名
所長	久野 智之
嘱託員	小川 雄生
嘱託員	石堀 千代美
嘱託員	高畠 歩美

説明 市民センター運営審議会について

別添資料1「水戸市市民センター条例」及び「水戸市市民センター条例施行規則」参照

協議

(1) 水戸市鯉淵市民センターの運営について（施設概要、運営の実際等）

別添資料2「平成30年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標」参照

別添資料3「鯉淵市民センターの使用にあたって（申請時交付用）」

「休日・夜間の利用における開錠・施錠の方法」参照

- 10月1日開所 完成・開所記念式典 10月13日（土）
- 主な業務としては、「地域コミュニティ活動の推進」、「生涯学習活動の推進」（条例第3条に掲げる事業）に加え、各種証明書の交付（伝送による）が主な事業となる。
- 職員勤務体制 平成31年度より土曜日勤務変更
- 休日、夜間利用の方法
- 施設使用にあたって注意している事項
- 近隣住民への音の配慮、夜間利用、飲食について
- 図書 600～700冊 定期入れ替え
- 今年度の生涯学習関係主催事業は未だ実施できていない
- 中央公民館施設改修に伴う振替利用
- 妻里市民センター（3月開所）、内原市民センター（4月開所）の整備

(2) 平成30年度使用状況について

別添資料4「鯉淵市民センター 利用団体調査票提出一覧」参照

平成30年度鯉淵市民センター 月別使用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ホール	件数						11	21	32				64
	人員						355	343	884				1,582
和室	件数						1		3				4
	人員						8		9				17
会議室	件数						3	7	10				20
	人員						30	49	110				189
調理室	件数						2	3	2				7
	人員						13	26	9				48
図書室	人員						5	1					6
計	件数						17	31	47	0	0	0	95
	人員						411	419	1,012	0	0	0	1,842

(3) 平成31年度事業について（鯉淵地区会及び生涯学習事業等の状況）

- 平成31年度基本方針及び重点目標が定められ、それに基づき運営する。
- 地域コミュニティ組織（地区会）の準備状況について
  - ・これまで2回の準備委員会を開催
  - ・平成30年度末までに設立総会を開催予定 今後規約等を定め、役員を選出する。
  - ・その後内原自治連は6月で解散する。
  - ・平成31年度各種事業の詳細は現在のところ未定（内原全体の枠組みでの事業開催か、各地区に分かれての事業開催か）
- 生涯学習事業については、現在中央公民館で実施している講座・教室をどのように継続するのか、会場をどうするのかについて調整中である。
- 平成31年度は講座・教室のチラシを3市セ合同で作成し、全戸に配布することを検討している。

# 資料1

## ○水戸市市民センター条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

### (事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

### (使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

### (使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

### (権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

### (使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則（平成22年3月24日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成23年3月25日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年7月12日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成26年6月30日条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月30日条例第34号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センタ一条例の例により行うことができる。

付 則（平成30年6月22日条例第32号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センタ一条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4

水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稻荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稻荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2

## ○水戸市市民センター条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

### (利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

### (使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

### (使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

### (使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

### (遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

# 平成30年度 水戸市市民センター運営方針及び重点目標

## 運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

## 重 点 目 標

### 1 地域コミュニティ活動の推進

#### (1) 地域コミュニティ活動の活性化

- (ア) 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。
- (イ) 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。
- (ウ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るために、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。
- (エ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

#### (2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な活用方法を検討するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭い駐車場の解消に努める。

また、内原地区（鯉淵、妻里、内原）の市民センター開所準備及び開所後の運営を円滑に実施し、コミュニティ活動環境を整備する。

#### (3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものである

ことから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

## 2 生涯学習活動の推進

### (1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、内原中央公民館や各市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

#### (ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

##### (イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人家級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集を活用しながら、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

##### (ウ) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善惡の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躾など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

### (2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

#### (ア) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

#### (イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努

める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

**(3) 学校、家庭、地域の連携の強化**

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。のために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

# 資料3

## 鯉淵市民センターの使用にあたって（申請時交付用）

平成 30 年 9 月

水戸市鯉淵市民センター

市民センターの使用にあたっては、皆様に気持ちよく御利用いただくため、一定のルールを定めています。特にご注意いただきたい以下の事項について、御確認いただきますようお願ひいたします。

### 1 鯉淵市民センターについて

#### （1）部屋の種類と目安の使用人数

ホール	100 人程度	170.6 m <sup>2</sup>
会議室	20～30 人程度（長机・椅子常設）	50.1 m <sup>2</sup>
多目的ルーム	20 人程度	40.3 m <sup>2</sup>
調理室	20 人程度（調理台 4 台）	59.4 m <sup>2</sup>
和室	15 人程度（座卓・座布団あり）	20 畳
コミュニティルーム	原則使用申請の必要はないが、事前連絡をいただく（地域 コミュニティ団体の使用に限る（自治連・社協・子ども会等））	30.1 m <sup>2</sup>
図書コーナー・ 市民サロン	各 5～10 名程度（原則使用申請の必要はない）	

※会議室以外の部屋で長机・椅子等を使用する場合は、倉庫などより移動していただきます。

※長机・椅子又は備品等を使用及び移動した場合は、元の場所に戻していただきます。

※所内は下足で出入り可能です（和室・調理室（専用サンダル）・多目的ルームを除く）。

※使用料は、無料です。

※所内は禁煙です。お煙草は所定の場所でお願いいたします。

#### （1）予約方法について

市民センター主催事業や地区会関連事業、市等公的機関の事業を除き、使用する日の属する月の前月初日から予約を開始します（電話予約の場合は翌日の 2 日から）。当日の午前 8 時 30 分から 8 時 45 分までに市民センターへお越しの方で抽選し、希望する部屋を予約できます（他利用者との重複などにより、ご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめ第 2・3 希望もお考えください）。抽選終了後は先着順となります。

予約がとれましたら、使用する日の 3 日前までに、申請書を市民センターに提出してください。また、変更や取消しをする場合も、市民センターに届け出してください。

1 日が日曜祝日の場合は次の平日、電話予約は翌々の平日となります。

## （2）使用申請・許可について

市民センターの使用にあたっては、許可された方（政治・営利・宗教目的は使用不可）のみが利用可能となります。

できるだけ多くの皆様が公平に御利用いただくため、月当たりの利用回数に限度を設けます。

（午前）8:30～12:00、（午後）13:00～17:00、（夜間）18:00～21:00 の利用を基本とし、それぞれ 1 部屋を 1 枠とし、月当たり 2 枠まで（3 枠目の使用申請は 2 枠の使用終了後、空き状況によって御案内します）とします。1 枚の申請書で 2 枠まで申し込みが可能です。

## （3）利用団体調査票の提出について

利用目的が不許可条件ではないことを確認するため、「利用団体調査票」の提出をお願いします。他の市民センターや内原中央公民館に提出している場合でも、あらためて提出願います（今後も年度に 1 回提出いただくことになります）。

## （4）使用後の清掃及び使用確認表の提出について

部屋を使用した後は、窓口に備えている「使用確認表」をもとに、使用した物品等を元の場所に戻し、清掃等を行ってください。「使用確認表」にもれなく必要事項を記入し、退出時に窓口へ提出してください。

また、施設や備品等を破損、汚損した場合は、必ず市民センターに御連絡ください。

## （5）夜間の使用について

ご近所へ配慮し、夜間の使用は 21 時までにとどめ、21 時 30 分には敷地内を退出していただきますようお願いいたします。また、大きな音が発生する利用については、事前に市民センターへお知らせください。使用する部屋の変更や、中止をお願いする場合もあります。

また、休日（土曜午後、日曜・祝日等）の職員が不在となる時間帯に利用する場合は、利用団体の方が「夜間管理人」宅で鍵を借り受け、開錠して利用し、利用後は施錠して鍵を返却する方法となります。具体的な方法については別途御案内いたします。

## （6）その他

市民センターへの行き帰り、及び市民センター駐車場での交通事故に十分お気を付けください。駐車場内の事故については、責任を負いかねる場合があります。

水戸市鯉淵市民センター

〒319-0323 水戸市鯉淵町 2989 番地の 2

TEL:029-259-7821

e-mail: koibuchi.community@city.mito.lg.jp

## 資料4

鯉淵市民センター 利用団体調査票提出一覧

No.	団体等の名称	代表者		主な活動内容	主な活動日	会員構成	提出年月日
		氏名	住所				
1	サークルKF			健康吹き矢	毎月第2・4火曜日午前	3人	平成30年9月1日
2	スイーツの会2			菓子作り	毎月	5人	平成30年9月6日
3	水曜社交ダンスクラブ			社交ダンス	月2回水曜午後	10人	平成30年9月25日
4	鯉淵高年者第一クラブ			輪投げ	毎月第1・3月曜日	62人	
5	太極拳 錦の会			太極拳	毎月第1・2・3火曜日	24人	平成30年10月1日
6	仕立て屋グループ			服・バッグ・ストール等作成	毎月第2・4木曜日	12人	平成30年10月1日
7	女声合唱団 桜樹			合唱	毎週金曜日	22人	平成30年10月1日
8	yogaとハーブティーの会			親子ヨガ・赤ちゃんのタッチケア	月1~2回月曜又は水曜		平成30年10月1日
9	ジュニアエコノミーカレッジ ハングリーガールズ			水戸市商工会主催カレッジ 産業祭への出店	必要に応じて	10人	平成30年10月1日
10	子育て&発達支援サークル はじめの一歩			個別育児相談・子育て支援	第2金曜日 第3土曜日	5人	平成30年10月4日
11	内原スポーツ少年団 父母の会			内原スポーツ少年団のサポート、イベントの準備運営	土曜日	50人	平成30年10月18日
12	ティアレ (フラダンス)			フラダンスの練習	毎月第1・3金曜日午後	6人	平成30年10月19日
13	WAKKAみど			障害児・者に対するムーブメント教育・療法	1~2か月に1回	8人	平成30年10月31日
14	スクエアステップ水戸			高齢者の要介護化予防	月2回	30人	平成30年11月1日
15	フラダンス オハナ			フラダンスのレッスン	水曜日または木曜日	10人	平成30年10月22日
16	桜花クラブ			卓球の練習	毎週火曜日	8人	平成30年11月5日
17	ミリミリ (フラダンス)			フラ (ダンス,ウクレレ) 練習	木曜日, 日曜日	10人	
18	鯉淵スポーツ吹矢同好会			吹矢の練習	第1,3土曜日午前	10人	平成30年11月8日
19	水戸鞭杆の会			鞭杆の基本を身につける	毎月1回金曜日	23人	平成30年11月13日
20	はつらつ木曜卓球クラブ			卓球の基礎的な技術を学ぶ	第1,3木曜日	10人	平成30年11月19日
21	エコール・カンターレ			オカリナ演奏	第1,3水曜日	12人	平成30年11月21日
22	おはなしの会 どんぐり			幼稚園・小学校での読み聞かせ	第2日曜日,第1土曜日	6人	平成30年12月1日
23	ブルメリア			フラの向上、各種イベントへの参加	月曜日	12人	平成30年12月3日
24	あろまるうむ			アロマオイル勉強会		10人	平成30年12月1日
25	手話サークル たんぽぽ			手話による聴覚障害のボランティア	毎週水曜,随時金曜	10人	平成30年12月6日
26	フリーダム鯉淵			卓球	不定期	8人	平成30年12月11日

No.	団体等の名称	代表者		主な活動内容	主な活動日	会員構成	提出年月日
		氏名	住所				
27	いきいき女子会			料理・折り紙・体と心の健康維持	第1水曜日午後	5人	平成30年12月18日
28	子育て支援 BE-LIEF			□「ヨツーブナレバマミニ」のアーヴィング運営・支援、支援の企画と運営	第1・3土曜日	4人	平成30年12月25日
29	河和田幼稚園 アンサンブル愛			合唱祭やアンサンブルコンテストへの参加	月・水曜日	20人	平成31年1月9日
30	特定非営利活動法人子育て支援グループひまわりのお家			児童発達支援	月～土		